

オンライン診療の適切な実施に関する指針遵守状況チェックリスト（医療機関用）

医療機関名：大師診療所

確認日：2026年9月1日

確認者：所長 高村 彰夫

1. 医師－患者関係／患者合意

- ☒ オンライン診療は患者の同意を得て実施している
- ☒ 患者がオンライン診療を希望する意思を明確に確認している
- ☒ オンライン診療の限界や対面診療の必要性について事前に説明している

2. 診療の適否判断

- ☒ 医師が毎回オンライン診療の可否を医学的に判断している
- ☒ オンライン診療が適切でない場合は対面診療へ切り替えている

3. 対象患者

- ☒ 当診療所において継続的に診療を行っている患者を対象としている
- ☒ 在宅医療（在宅時医学総合管理料等）を実施している患者にも対応している
- ☒ 病状が安定している患者を中心に実施している
- ☒ 既往歴・服薬歴等の必要な医療情報を把握している患者に実施している

4. 診療計画

- ☒ 診療計画を作成し、対面診療と適切に組み合わせて運用している
- ☒ 在宅患者については訪問診療と組み合わせている
- ☒ 外来患者については定期的な対面受診と併用している
- ☒ 診療内容を診療録に適切に記載している

5. 本人確認

- ☒ 患者本人であることを確認している（氏名・生年月日等）
- ☒ 必要に応じて家族・介護者等の同席を確認している

6. 診察方法

- ☒ 原則として映像および音声によりリアルタイムで診察している
- ☒ 医学的に必要な情報を取得可能な範囲で診療を行っている

7. 処方・薬剤管理

- ☒ 初診において向精神薬の処方を行っていない
- ☒ 処方に際しては安全性・必要性を十分に確認している

8. 緊急時対応

- ☒ 在宅患者については速やかに訪問診療へ切り替える体制を整備している
- ☒ 外来患者については必要に応じて速やかに対面診療へ誘導している
- ☒ 緊急時に他医療機関と連携できる体制を整備している

9. 通信環境・セキュリティ

- ☒ 個人情報保護に配慮した通信環境を使用している
- ☒ 医療情報の安全管理体制を整備している

10. 運用体制

- ☒ オンライン診療は対面診療を補完するものとして実施している
- ☒ 在宅医療と外来診療の双方において適切に運用している
- ☒ 医師が責任をもって診療を行っている

上記のとおり、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守し、当院においてオンライン診療を適切に実施しています。